

工事成績採点要領

平成31年4月1日

(目的)

第1 この要領は、鈴鹿市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定の採点に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(採点方法)

第2 工事成績の採点は、評定者である監督員、グループリーダー等及び検査員ごとに独立して実施する。

2 監督員、グループリーダー等及び検査員が、それぞれ二人以上存する場合は、各評定者で調整を行い採点すること。

3 工事成績の評定点は、評定者別、項目別及び細別に採点した結果と評定点合計（下記の式により求める。）を工事成績調書に記載し、取りまとめる。

評定点合計＝監督員評定点×0.4＋グループリーダー等評定点×0.2＋検査員評定点×0.4

4 評定者は、評定点合計が49点以下となった場合は、工事成績調書の所見欄に記入・押印すること。

(採点基準)

第3 採点は、別紙「工事成績採点表（土木工事）」又は「工事成績採点表（営繕工事）」を使用して行う。

2 評定者は、対象工事の施工状況や目的物の出来形、品質等について、工事成績採点表の項目別、細別ごとに記載されている評価対象項目別に評価し、採点を行う。

(1) 監督員は、工事成績採点表の別紙1様式を使用する。

(2) グループリーダー等は、工事成績採点表の別紙2様式を使用する。

(3) 検査員は、工事成績採点表の別紙3様式を使用する。

(4) 土木工事における出来形及び品質のばらつきの考え方は、別紙4を参照して行う。

3 工事成績採点表の入力は、原則として「工事成績採点システム」で行う。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に完成検査を実施する工事について適用する。